

傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 1 静粛にすること
- 2 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと
- 3 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること
- 4 飲食又は喫煙をしないこと
- 5 その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと

上山市議会